

# 平成23年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

平成23年6月27日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1.平成23年6月27日(月)午後2時00分 開会

1.平成23年6月27日(月)午後2時40分 閉会

1.出席した議員は次のとおりである。

1番 児玉裕一	2番 佐藤孝次	3番 佐藤峯夫	4番 高橋 猛
5番 茂木 隆	6番 橋本五郎	7番 伊藤邦彦	8番 伊藤福章
9番 大野忠夫	10番 富岡喜芳	11番 田口喜義	12番 澁谷俊二
13番 大山利吉	14番 佐藤文字	15番 佐々木章	16番 熊谷隆一

計 16名

1.欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1.地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 深澤廣	消防長 伊藤和美
消防次長 菅原達美	大曲消防署長 大村勲	角館消防署長 佐々木浩
消防本部総務課長 三浦肇	介護保険事務所長 佐々木勝	
角間川更生園長 樫尾正義	管理課長 堂本義則	
介護保険事務所参事 藤井直樹	角間川更生園参事 久米勇太郎	
管理課副主幹 久米 正	管理課主査 奈良ルミ子	管理課主査 九島芳謙

1.会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1.本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1)報告第1号 専決処分報告について

(大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)

(2)報告第2号 専決処分報告について

(大曲仙北広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例)

(3)報告第3号 専決処分報告について

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)

(4)議案第11号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)

(5)議案第12号 財産の取得について(救急自動車)

(6)議案第13号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)

(7)議案第14号 平成23年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)

(8)議案第15号 平成23年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)

議 長 (児玉裕一君)

これより平成23年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

管理者から招集のあいさつがあります。栗林管理者。

管理者 (栗林次美君)

はい。

本日、平成23年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、条例改正の専決処分報告3件、財産の取得に関する単行案2件、補正予算3件の合計8件であります。

専決処分させていただいた条例案3件についてであります。1件目は、火葬場設置条例に減免規定を設けさせていただいたこと。2件目は規約の変更に伴い、関係条例を改正したこと。3件目は、特殊勤務手当に関する条例に手当の支給制限を規定したこととあります。

この後、各案件につきまして、事務局に説明させますが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況について若干ご報告させていただきたいと存じますが、その前に、この度の東日本大震災につきまして、当組合各施設等の対応についてご報告申し上げます。

まず始めに、消防関係についてであります。

3月11日の地震発生当日、総務省消防庁長官より緊急消防援助隊派遣の指示を受け、同日夕刻に秋田県隊とともに被災地に向け出動しております。活動拠点として指定された岩手県宮古市には、発生当日から3月31日まで6次にわたって延べ23隊、95名が消火活動と津波による行方不明者の捜索救助活動や救急活動に従事しております。また、4月13日から28日まで宮城県南三陸町に2次にわたり、延べ4隊、10名が出動し被災地の救急支援活動にあっております。

次に、斎場についてであります。

地震発生当日は幸いにも友引のため休場日であり、火葬は行われておりませんでした。しかし、停電により、翌日からの火葬炉設備が稼働出来ない状況となり、12日の火葬予約を翌日以降に延期していただく手配をしております。同時に、中央・南部・北部の各斎場に発電機を設置し、13日以降は滞りなく稼働いたしております。また、16日には県を通じ、岩手県釜石市より被災者のご遺体の火葬要請があり、20日より受入を行っております。

なお、今後、地震や災害による停電や計画停電が実施された場合に備え、すぐに発電機での対応が出来るよう、発電機と商用電源との切替スイッチを電源盤に設置した

ほか、「停電時における発電機の供給に関する協定書」を大仙市内のレンタル業者と取り交わすことで準備を進めております。

次に、角間川更生園と後三年鴻声の里に入所しているみなさんには、職員の適切な指導のもと怪我やさしたる混乱もなく、建物にも特に被害はなかったと報告を受けております。

停電と断水のため、地震発生当日の夕食と翌日の朝食は備蓄している非常食で対応しましたが、地域の業者の方々の協力のもと、計画的に食材を提供していただいたことで、その後は通常の生活を送ることが出来たと報告を受けております。

この度の大震災の影響により、東北電力の電力供給能力は大幅に低減し、なおかつ十分な供給能力の回復は直ちに見込めない状況であります。当組合におきましても、大規模停電を避けるため、職員が一丸となって可能な限り節電を行い、圏域内の電力需要の削減に協力することを目的とする「節電対策基本方針」を策定しております。

国の対応方針に位置づけられた15%節電の達成を目指すとともに、とりわけ、管理課と介護保険事務所については20%以上の節電を目標として定めております。

それでは、当組合の諸般の状況についてご報告いたします。

始めに消防関係についてであります。

今年度予定しております、南分署配備の消防ポンプ自動車の購入についてであります。去る6月7日に6社による指名競争入札を行っております。また、西仙北分署配備の2B型救急自動車の購入につきましては、高規格救急自動車とのランデブーやドッキング搬送を勘案して、車種をトヨタ車に限定しておりますが、県内にトヨタ車の取扱業者が1社しかないことから、去る6月7日にこの業者から見積徴取を行っております。これらの車両購入に係る予定価格が、議会の議決が必要な額を超えているため、本日の臨時議会に財産の取得に係る単行案として上程させていただいておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

次に、今年度から平成28年度までの6カ年計画で整備することにしております、消防救急無線のデジタル化整備事業についてであります。今年度は、基本計画を含む基本設計業務の委託を計画しておりますが、去る6月7日に4社による指名競争入札を行い、山形県村山市所在の株式会社三和技術コンサルタントが10,164千円で落札しております。なお、10月までに圏域内の電波伝搬調査を行い、その結果に基づいて協議をしながら、今年度中に基本設計を策定することとしております。

次に、今年度から大仙市と消防本部でそれぞれ職員1名を派遣して人事交流を行っております。この交流で防災を担う消防に行政手法を取り入れるとともに、圏民の目線で消防行政が行われるよう消防の組織強化に取り組んでおります。

次に、本年度の消防職員採用試験についてであります。構成市町の7月1日号広報や、広域ホームページでもお知らせいたしますが、9月4日に大仙市仙北地区にあります、大仙市ふれあい体育館を会場として一次試験を実施いたします。募集期間は7

月4日から8月3日までの1カ月間とし、10名程度を採用する予定であります。

次に、斎場関係について申し上げます。

中央斎場の建築計画につきましては、議会終了後開催いたします、議員全員協議会でもご説明いたしますが、平成23年3月4日に第4回目の検討委員会を開催しております。これまで組合で調査した9カ所の新斎場建設候補地の立地的条件について協議し、その結果、2カ所を選定していただいております。現在は、その2カ所の候補地に、仮に新たな火葬場を建設した場合の条件整理やその経費等の比較算出業務を建設コンサルタント業者に委託中であり、7月末までに成果品が提出される予定で、これを踏まえまして、検討委員会としての意見集約を図った上、広域議会並びに大仙市議会関係とも協議し、最終決定したいと考えております。

次に、角間川更生園について申し上げます。

当園は、平成24年3月1日付けで障害者自立支援法による体系、いわゆる新体系に移行することとして準備を進めているところでありますが、この度、当初予算に計上していた給湯配管交換工事や、今回補正計上させていただいたシャワー室改修工事が、県の「平成23年度障害者自立支援基盤整備事業」の補助対象事業に採択されたことに伴い、県より補助金が交付されることになっております。

また、平成22年12月10に交付された障害者自立支援法などの障害者施策に係る「整備法」により、グループホーム入居者に対する家賃の助成が創設されたこと、並びに大仙市が行う「障がい者施設支援員等就業推進事業」を受託するため、予算の組み替えなどが必要となったことから、今次臨時会においてその予算の補正をお願いするものであります。

また、9月29日に「開園30周年記念式典及び祝賀会」を開催いたしますので、議員各位のご出席を賜りたいと存じます。

最後に、介護保険について申し上げます。

始めに、平成26年度を目標年に策定する第5期介護保険事業計画（平成24年度から26年度までの3カ年計画）についてであります。現在、各構成市町の策定する老人福祉計画と合わせて、生活圏域ごとにサービスの利用者となる一般高齢者や要支援・要介護高齢者に対し、必要とされる支援施策や介護ニーズの調査を実施しているほか、介護サービスの提供者である事業者に対する事業運営の実態や今後の事業展開の意向についてアンケート調査を実施しております。

次に、年々増加する介護保険の業務量に対応するため、手狭になった現在の事務所を年度内に同じフロアにある、現在の、第1会議室、第2会議室に移転したいと考えており、これらの改修計画に関しては、この後の議員全員協議会において説明させていただきたいと存じます。

また、平成22年度の介護給付費や地域支援事業費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金への返還金として、今次臨時会において予算の補正をお願いしております。

以上、招集の挨拶並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつと諸般の報告とさせていただきます。

議長 (児玉裕一君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

それでは日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、15番、佐々木章君、16番、熊谷隆一君、2番、佐藤孝次君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」平成22年度例月出納検査結果報告書が監査委員から提出されましたので、これらを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「報告第1号 専決処分報告について(大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

はい、管理課長

管理課長 (堂本義則君)

「報告第1号 専決処分報告について」をご説明申し上げます。

本案は、「火葬場の設置及び管理に関する条例」に規定しております「斎場使用料」につきまして、「管理者が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる」とする減免規定を加えるため、一部改正を行ったものであります。

今回の「東日本大震災」により亡くなられた多くの方の火葬は、被災された県だけでは対応できないことから、秋田県を通じて当組合に「火葬受入の協力」と「遺族に費用を請求しないように」との要請がまいりました。

火葬受入には協力するものの、当組合には斎場使用料に関する減免規定がなかったことから、被災された県からの要請に応えるため、条例改正を行ったものであります。

改正につきましては、被災地からの最初の火葬予定日が3月19日であったことが

ら、その前日の3月18日付で専決処分させていただいたものであります。

以上、報告第1号についてご報告申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(児玉裕一君)

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「報告第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

次に日程第5「報告第2号 専決処分報告について(大曲仙北広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

はい、議長。

議長

(児玉裕一君)

はい、管理課長

管理課長

(堂本義則君)

「報告第2号 専決処分報告について」をご説明申し上げます。

本案は、「事務局設置条例」に規定している事務局管理課の事務分掌の中から、「広域市町村圏計画の策定に関する事」と及び「組合市町職員の共同研修に関する事」を削除するため、一部改正を行ったものであります。

構成市町の本年3月議会で可決いただきました当組合規約の一部変更であります。4月1日付けで秋田県知事の許可を受けまして、「組合の共同処理する事務」の中から「組合計画の策定及びこれに係る進行管理並びに連絡調整に関する事」と及び「職員の共同研修に関する事」を削除しております。

規約変更に基づき、事務局設置条例からも同様の項目を削除するため、改正を行ったものであります。

なお、改正につきましては、規約の変更日に合わせ、4月1日付で専決処分させていただいたものであります。

以上、報告第2号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

(児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「報告第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

次に日程第6「報告第3号 専決処分報告について(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

はい、議長。

議 長

(児玉裕一君)

はい、管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

「報告第3号 専決処分報告について」をご説明申し上げます。

本案は、「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」につきまして、新たに「手当の支給制限」に関する規定を加えるほか、更生園に勤務する職員の職名を改める等の文言の整理を行う一部改正を行ったものであります。

平成23年度の人事異動で、知的障害者更生施設に勤務する支援員が、課長級である参事に昇格しております。大仙市及び仙北市では、医療に従事する職員を除き、管理職手当が支給されている職員に対しては、特殊勤務手当を支給しておらず、美郷町でも管理職については特殊勤務手当を支給しておりません。

また、秋田県でも、社会福祉業務に従事し、管理職手当が支給されている職員には、特殊勤務手当は支給しないことになっております。

当組合も秋田県や構成市町に倣い同様の取扱いとするため、特殊勤務手当に関する条例に「更生施設に勤務し管理職手当を支給されている職員に対しては特殊勤務手当を支給しない」とする、改正を行ったものであります。

なお、改正につきましては、4月の給与から適用する必要があったことから、4月

1日付で専決処分させて頂いたものであります。

以上、報告第3号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「報告第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

次に日程第7「議案第11号 財産の取得について」

同じく日程第8「議案第12号 財産の取得について」

の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

はい、管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

それでは、議案第11号並びに第12号の「財産の取得について」を一括してご説明申し上げます。

この2件の「財産の取得について」は、消防車両整備計画に基づく消防車両の購入であります。いずれも予定価格が2千万円を超えるため「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

始めに、「議案第11号 財産の取得について」をご説明申し上げます。

取得する財産は、南分署に配備する「CD-型の消防ポンプ自動車」1台で、購入後15年が経過し、老朽化が著しいうえ車両部品の調達も難しくなってきたことにより更新しようとするものであります。

山林火災や車両火災など、水利確保の困難な場所での消火にも対応するために、6

00リットルの水槽と、水と消火薬剤の混合液を泡状にして放射するキャブス装置を備えたものを購入しようとするものであります。

消防車両を製造している主要メーカーは、日本ドライケミカル、モリタ、日本機械工業、ジーエムいちはら工業の4社であり、いずれもシャシ・ぎ装・無線装置等を一括発注することが可能であり、耐久性・信頼性・操作の利便性など技術上の大差はございません。

この4つのメーカーの販売代理店の中から、秋田市以南の6社を選定し、6月7日に指名競争入札を行った結果、湯沢市の株式会社高義商会、こちらはモリタというメーカーの代理店でございますけれども、こちらと、金額3千97万5千円で購入契約を締結しようとするものであります。

次に、「議案第12号 財産の取得について」をご説明申し上げます。

取得する財産は、西仙北分署に配備する2B型の救急自動車1台であります。

現在、西仙北分署に配備されている救急自動車は購入後12年が経過し、走行距離も約16万5千キロになっており、老朽化が進んだことにより購入しようとするものであります。

国内で2B型救急車の製造販売は、トヨタ自動車と日産自動車の2社であります。当組合が所有している救急車11台は全てトヨタ社製であり、車両の耐久性、構造装置の堅牢さは職員からも定評があるところでございます。

また、当組合の救急車11台のうち3台は高規格救急車であり、救命事案が発生した場合は、2B型救急車とランデブーやドッキングで救命対応しているのが現状であります。日産車にしますと、ストレッチャーの乗せ替えが不可能であり、救命対応に支障が生じるため、県内においてトヨタ社製救急車を販売している唯一の代理店である「秋田トヨタ自動車」と、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、その性質又は目的が競争入札に適しないとき、の規定によりまして、2千26万5千円で随意契約をしようとするものであります。

以上、議案第11号並びに第12号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 員 (佐藤孝次君)

はい、議長。

議 長 (児玉裕一君)

2番、佐藤議員。

議 員 (佐藤孝次君)

ただ今の説明で、今ある救急車10数台、全てトヨタ車と言う説明ですが、そうすると今回と同じこういった契約方法で過去の救急車は全てそういった形でやられてき

たのかどうか、そこを説明してください。

議 長 (児玉裕一君)

答弁を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

当組合の救急車全てトヨタ自動車でございます、前には入札を行った経緯がありますけれども、秋田県内の代理店が1社でございます、前には岩手県の業者を入れたり、同じトヨタの秋田県内の業者を入れたりしましたけれども、入札の辞退がございまして、実際は秋田トヨタ1社から今までも全部購入しているところでございます。

議 員 (佐藤孝次君)

はい、それからもう1点教えてください。ランデブー、あるいはドッキングといわれるその部分の様子が分からないので、その部分について教えてください。

議 長 (児玉裕一君)

答弁を求めます。伊藤消防長。

消防長 (伊藤和美君)

はい、ただ今の佐藤孝次議員のご質問でございますけれども、ドッキング搬送というのは高規格救急車には救命士が同乗しておりまして、救急行為をやるわけですけれども、一般の2B型救急車には標準課程を終了した救急隊員が処置しているところがあります。心肺停止状態となりますと、大曲消防署あるいは角館消防署から救命士が乗った高規格救急車が同時出動してくると、途中で2B型救急車と会いまして、そこでストレッチャーに乗せたまま高規格救急車の方に患者を移して搬送すると、これがドッキングになります。ランデブーというのは、高規格救急車の救命士が2B型救急車の方に資材を持って乗り込んでいくというふうな形の搬送になります。

議 長 (児玉裕一君)

よろしいですか。

議 員 (佐藤孝次君)

はい。

議 長 (児玉裕一君)

他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

なければこれにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第12号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に日程第9「議案第13号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」

日程第10「議案第14号 平成23年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)」

日程第11「議案第15号 平成23年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)」

の3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

はい、管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

それでは、議案第13号から第15号までの平成23年度6月補正予算について、ご説明申し上げます。

議案説明資料5ページの総括表をご覧ください。

平成23年度最初となる今回の補正予算につきましては、一般会計が384万7千円の減額、角間川更生園特別会計が364万5千円、介護保険特別会計が5,913万7千円のそれぞれ増額で、合計では5,893万5千円の増額となり、補正後の予算総額を174億8,667万5千円とするものであります。

始めに、「議案第13号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料は6ページとなります。

今回の補正は、諸支出金を減額するものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ384万7千円を減額し、補正後の総額をそれぞれ26億3,396万円とするものであります。

予算の内容について歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページをご覧ください。

5款繰入金は、384万7千円の減額であり、歳出の角間川更生園特別会計繰出金が減額になったことにより、財政調整基金からの繰入金も同額を減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページとなります。

7款諸支出金は384万7千円の減額であります。繰出先である角間川更生園特別会計において、県補助金や大仙市受託金などの特定財源が確保されたことにより、当初予算に財源不足に対する充当分として計上していた繰出金を減額するものであります。

次に、「議案第14号 平成23年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書の8ページをお開き願います。議案説明資料は7ページからとなります。

今回の補正は、事務費、事業費及び共同生活援助事業費について、何れも増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ364万5千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2億6,919万4千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は13ページからご覧願います。

1款自立支援費は、30万円の増額であります。これは、障害者等の地域生活を支援するための法律の施行を受け、本年10月からのグループホーム入居者への家賃補助分を計上するものであります。

2款分担金及び負担金1項2目利用負担金は、グループホーム入居者への支援費からの補助分に入居者負担金を合わせて家賃を支払う必要があるため、本年10月以降の利用者負担金19万2千円を計上するものであります。

3款県支出金2項1目民生費県補助金は、300万円の新規計上であり、施設の新体系移行を促進するために設けられた「障害者自立支援基盤整備事業」に係る補助金であります。当初予算に計上していた給湯配管交換工事や、今回の補正で歳出事業費に計上いたしましたシャワー室改修工事が対象となるものでございます。

5款繰入金は、384万7千円の減額であり、各種事業に係る補助金や受託金収入が増額となるため、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

7款諸収入2款1目民生費受託金は、400万円の増額であり、大仙市が新たに実施している「障がい者施設支援員等就業推進事業」の受託に基づく収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は15ページとなります。

1款事務費は、211万1千円の増額であり、臨時支援員の1人増に伴う、社会保険料や賃金、机や椅子などの庁用備品購入費の予算措置をお願いするものであります。

2款事業費は、104万2千円の増額であり、利用者の障害の重度化・重複化に対応するため、シャワー室の段差を解消するなどの改修工事費を予算措置するものであります。

3款共同生活援助事業費は、49万2千円の増額であります。これは、角間川更生

園がバックアップ施設として運営しているグループホーム「かわみなと寮」の、家賃半年分であります。歳入の説明でも申し上げましたが、現在共益費の中から全額自己負担で支払っていた家賃を、支援費からの補助分と利用者負担金を合わせて公費からの支出にしたものでございます。

次に、「議案第15号 平成23年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

補正予算書は、16ページから、議案説明資料は9ページとなります。

今回の補正は、諸支出金を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,913万7千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ145億8,352万1千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。補正予算書は21ページとなります。

9款繰越金は、5,913万7千円の増額であり、歳出諸支出金に計上した支払基金返還金の財源として、前年度繰越金の一部を充当するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は22ページをご覧願います。

7款諸支出金1項2目償還金は、5,913万7千円の増額であり、平成22年度の精算に係る社会保険診療報酬支払基金への返還金を予算措置するものであります。返還金の内訳であります。介護給付費分が5,727万9,448円、地域支援事業分が185万7,794円となっております。

以上、議案第13号から第15号までの平成23年度6月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（児玉裕一君）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。

これより「議案第13号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第14号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成23年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

なおこの後、10分間、14時50分まで休憩いたしまして、議員全員協議会を開催いたしたいと思いますので、暫時休憩いたします。